

下記の文書は、議会運営委員会に諮って頂くために書いたものです。
しかし、なぜかこの日に開かれていた議会運営委員会で検討されたというのです。

本来、議会運営委員会で論議の結果として、議運に回ることはありますが、いきなり、議運に行つての「検討」。想定外の展開で不本意な結果となりました。

何はともあれ、皆さまにお知らせしておきます。

改めて、賛同議員を集めて、以下のことを変えたいと思っています。
議会制民主主義の問題ですから。

平成31年3月3日

牧田 弘満 議長 様
米川恵美子 議会運営委員長 様
木林 一雄 議会事務局長 様

いよいよ、3月議会が近づいて参りました。
目下のところ、一般質問・その他の準備に余念のないところと思います。

用件を申し上げます。

①一般質問時間の見直しと②町長・教育長の執行方針に対する質疑の件を再度、議会改革委員会での審議を希望します。

この問題に関しては、どちらも『従前同様とする』との決定が12月議会前の議会運営委員会であったと12月議会で報告されました。

従って、一部の議員にとっては、すでに「結論の出たもので再度の審議はしないもの」との誤解、認識があるかも知れない問題です。

しかし、そうではなく今回もまた審議のできる問題である旨、ご理解を頂きたく手紙を差し上げるものです。

「再度、議題にでき新たに検討が出来る」旨の根拠を申し上げます。

釈迦に説法ですが、「一事不再議の原則」というのがあります。
しかし、これは「一度決定されたことは2度と審議できない」と言うことではありません。
条件がついています。例えば「同一年度ないは」等々です。

しかし、議会の場合はその条件を「同一会期中には」としております。

(議員必携 p69 p343 安平町議会会議規則 第14条)

1 2月定例会は終わりました。3月定例会という「新しい会期」に入ります。
そこで、改めて改善をお願いするものですが、その内容は、一部次のように変えて要望致します。

前回は「一般質問に時間制限を外す」（実際に時間制限を外している議会もある。）
今回は「質問時間答弁と併せて1時間」を「質問時間だけ1時間」に変更する。
(質問者に質問時間1時間を保証する)

理由・・・質問以外の冗漫な答弁に時間を奪われる事がない。現在は答弁時間を除いたら質問時間は30分前後だ。答弁する方も時間を気にせずに答弁できるだろう。

「町長・教育長の執行方針に対する質疑」を求める件

今までなされなかったことが不思議です。

執行方針を読んだら、確認したいことや抜けている問題や時には反対を必要とする問題などあったはずです。

議会において、議員が自らの発言の機会を自ら捨て去るようなことは、基本的な問題として強い疑問を持ちます。

さて、「議員必携」(p 129)には、「質疑は・・・そのほかに各種の報告に対して行なわれる場合と町村長の施政方針の説明に対して行なわれる場合もある。」とあります。

このように、町村長の施政方針 にたいする質疑は想定されているのです。

以上、理解を得ておきたく、文書にしました。